重　要　事　項　説　明　書

（施設介護サービス利用契約書）

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第３９号第４条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人愛知玉葉会
法人所在地	名古屋市守山区川東山３３２１番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　　鈴木　雅雄
電話番号	０５２－７９５－０５５０

2　ご利用施設

施設の名称	社会福祉法人愛知玉葉会第二尾張荘
施設の所在地	名古屋市守山区川東山３３２１番地
施設長（管理者）	渡辺　邦夫
電話番号	０５２－７９４－１６１１
ＦＡＸ番号	０５２－７９１－６７１２

3　ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用定数
施設	特別養護 老人ホーム	平成１２年４月１日	名古屋市 ２３７１３００１００	１４０人
居宅	通所介護 介護予防通所介護	平成１２年４月１日 平成１８年４月１日	名古屋市 ２３７１３００２８２	２５人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成１２年４月１日 平成１８年４月１日	名古屋市 ２３７１３００２９０	３０人
	居宅介護支援事業所	平成２２年１０月１日	名古屋市 ２３７１３０１７９３	５２人

4　事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護保険による施設サービス計画に基づき可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上のお世話、機能回復訓練、健康管理及び療養上のお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように援助するものである。
施設運営の方針	当施設にあっては、創設者の「愛するものは愛される」の経営理念に基づき、長年の施設経営の経験と、介護技術のノウハウを生かし「尊厳と生きがいのある生活」を基本として、①生活の継続性の尊重②自己決定の尊重③残存能力の活用 を基本理念として、利用者の生活が「豊で安らぎの場所」となるよう努める。

5　施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地		８，１９５．９７６㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造３階建１部地下（耐火建築）
	延べ床面積	７，１４６．７８㎡
	利用定員	１７０名

(1) 居室

居室の種類	室　数	面　積	１人あたり面積
１人部屋	４４（９）室	７０８．４㎡	１６．１　㎡
２人部屋	１５（６）室	４２０㎡	１４．０　㎡
４人部屋	２４（６）室	１１４２．２㎡	１１．９　㎡

（注）指定基準は、居室１人当たり１０．６５㎡　　（注）上記（　）内は、認知症棟専用分

(2)主な設備

設備の種類	数	面積	１人あたりの面積
食堂	３室	５１１㎡	３　㎡
機能訓練室	１室	２１０㎡	１．２３㎡
一般浴室	３室	３２４㎡	
機械浴室	特殊浴槽	６台	
便所（共用）	４個所（全居室に設備あり）		
医務室	１室	３５．２㎡	
談話室	５個所	計　１２３．１㎡	

（注）食堂の指定基準は、１人あたり３㎡

6　職員体制（主たる職員）　　（令和６年４月１日現在）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長（管理者）	1		1			1	１以上	社会福祉士　１名
介護支援専門員	5	1	3	1		4.6	１以上	介護支援専門員５名
生活相談員	5		5			3	２以上	主事１　ＣＭ２　社福１
介護職員	６１		４８		１３	62.7名	46.6名	介護福祉士４８名
看護職員	8	1	4		3			正看護師４名 准看護師４名
機能訓練指導員	3	1	1	1	1		１以上	理学療法士３名
医師	3			3			必要数	内科２名 精神科療養指導１名
管理栄養士	2	2				2	２以上	
栄養士	1	1						

7　職員の勤務体制

従業者の職種	勤　務　体　制	休日
施設長・管理者	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務	原則として 月９日以上
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務	
生活相談員	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務	
管理栄養士	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務	
介護職員	早番①（6：３０～１５：３０） 早番②（7：００～１６：００） 中番　（７：３０～１６：３０） 日勤　（９：１５～１８：１５） 遅番①（９：３０～１８：３０） 遅番②（１０：００～１９：００） 遅番③（１１：００～２０：００） 夜勤　（１５：４５～９：１５） ・昼間（９：１５～１８：１５）は、原則として職員 １名あたり利用者６名のお世話をします。 ・夜間（１５：４５～９：１５）は、原則として職員 １名あたり利用者２５名のお世話をします。	
看護職員	早番（７：００～１６：００）中番（７：３０～１６；３０） 日勤（９：００～１８：００） ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
機能訓練指導員 （理学療法士）	正規の勤務時間帯（９：００～１８：００）常勤で勤務	
医師	毎週金曜日（１３：００～１５：００）勤務 精神科療養指導　毎月２・４月曜日１４：３０～１５：００	

（注）上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

8　施設サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

種　　類	内　　容
食事	・栄養士の立てる献立表により、栄養バランスのとれた食事を個々の身体状況に配慮した形態で提供し、できるだけ離床して食堂で召し上がっていただきます。 ≪食事時間≫ 朝食８：００～８：３０　昼食１２：００～１２：３０　夕食１７：３０～１８：００ ≪アレルギー等による禁食対応≫ 青魚禁対応 サワラ タチウオ サバ アジ ブリ サンマ カジキ カツオ イワシ かつおフレーク マグロ（生食） 魚禁 全ての魚の切り身（シシャモやシラスを含む）やフレーク エビ禁・カニ禁 材料にエビまたはカニを含むもの（エキスは除く） ※　かまぼこ・はんぺんなどのすり身等や魚介エキスを含む食材、一部にサバを含む寿司用卵巻やムース食（誤嚥防止代替食）等の加工食品を使用したメニューは、提供させていただいております。予めご了承ください。 その他アレルギー・禁食対応については個別に相談させていただきます。

排泄	・個々の状況に応じて適切な排泄用具を選定し介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・年間を通じて週２回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で立位や座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床 整容等	・寝たきりの防止と生活のリズムを考えご本人の体力に応じて出来る限り離床にしていただくよう努めます。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週１回実施する以外に、汚染や感染症などの状況により適宜行いす。
生活 リハビリ	・日常生活の中で、残存機能を活かし身体能力を維持できるように努めます。 ・クラブ活動、レクリエーション行事等の参加を促し、活動性を高め、認知症の進行を抑制できるよう努めます。
社会生活 上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 クラブ活動（生花、リハビリ、お茶、手芸、工作、朗読、カラオケ） グループワーク　（生活リハビリ的ﾒﾆｭｰを中心に実施します） （主なレクリエーション行事：別添の事業計画のとおり） ・喫茶店「庵」（２階フロアから連絡通路により利用できます） ・行政機関に対する手続きが必要な場合に、ご利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。
相談及び 援助	・当施設は、ご利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 介護支援専門員：山田　　生活相談員：鈴木　島田　安田
健康管理	・歯科医療機関と連携し、口腔ケア・マネジメントを行い、誤嚥性肺炎の予防、経口摂取の維持に努めます。 ・認定を受けた介護職員は、嘱託医、看護職員の指示の下、看護職員と協働して口腔内（咽頭の手前まで）のたんの吸引、及び胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）の軽微な医療的ケアを実施します。 ・嘱託医師による週１回の診察日を設け、健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医または協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ただし入院等の場合、諸手続きはご家族にてお願いいたします。 （当施設の嘱託医師） 氏　名：浅井富成 診療科：内科 診察日：毎週金曜日　１３：００～１５：００

9　利用料

（1）　介護保険給付

①　介護料

区　　分	利　　用　　料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示額の１割（２割・３割の場合があります）
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示額

＊要介護認定の更新や区分変更により利用料が変更となります。また、１割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、申請により払い戻される仕組み（高額介護サービス費）があります。

② 給付外自己負担

（１）入所中の方

区　　分	利　　用　　料
居住費	多床室（４人部屋又は２人部屋）　９１５円／日
	個　室　　１，２３１円／日
食費	１，４４５円／日

＊世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、負担の減免措置の制度があります。

（２）入院・外泊時の居室代

	居室区分	利　用　料　（日　額）	
		６日目まで	７日目以降
居室代（部屋代）	多床室　１段階	０円	９１５円
	多床室　２段階	４３０円	
	多床室　３段階①②	４３０円	
	多床室　４段階	９１５円	
	個室　１段階	３８０円	１，２３１円
	個室　２段階	４８０円	
	個室　３段階①②	８８０円	
	個室　４段階	１，２３１円	

＊第二尾張荘に在籍で入院中及び外泊期間中に部屋を確保している方に適用します。
（将来にわたって部屋の確保を約束するものではありません。）

（３）法定外給付

サービスの種別	内　　容
事務管理手数料	・日用品の購入費や病院受診費用等の支払い立替等を行います。（月額１，０００円）
財産の保全・管理	・原則行っておりませんが、やむを得ない場合には通帳保管サービスを有料（月額　５００円）で行います。 詳細は、次のとおりです。（別途依頼書の提出が必要となります。） 管理する金銭等の形態：利用料の引き落とし手続きをしていただいた金融機関の預金通帳等を施設で保管します。ただし当施設の近隣で記帳できない金融機関の場合は、下記の金融機関にて普通預金通帳を作成していただきます。 東濃信用金庫　守山支店 ※キャッシュカードの作成はいたしません。 お預かりするもの：上記預金通帳と届印（原則として１つ） 保管場所：通帳・印鑑ともに事務室専用鍵付き書庫にて保管 保管責任者：施設長が責任をもって管理いたします。 ※　毎月の利用料の引き落とし以外に、お預かりしている通帳から直接現金を引き出すことはありません。定期的に記帳を行います。

理髪・美容	・移動理美容の出張による美容サービスをご利用いただけます。 カット２，２００円　カット＋顔剃り２，９００円　カット＋カラー６，０００円 カット＋パーマ６，５００円　　（令和３年４月現在）

（４）入所者の選定により提供するもの

区　　分	利　　用　　料
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・茶店「庵」利用代金 ・日常生活品の購入代金 ・クリーニング代金 ・電気製品持ち込み料（電気代として：月額） ・テレビ　１，０００円　・冷蔵庫　１，０００円 ・電気毛布　１，０００円 ・ラジオ　ラジカセ　携帯電話　各３００円 （その他の電気製品を持ち込まれる場合はご相談ください）

１０　ご意見・ご要望

当施設ご利用相談室	窓口担当者：管理者　渡辺 介護支援専門員　山田 生活相談員　鈴木　島田　安田　が担当者です。 ご利用時間：毎日午前９時３０分から午後５時３０分まで ご利用方法：①ご意見・ご要望等を伺う常設の窓口として、事務所に相談コーナーを設置し、担当者が承ります。また担当者が不在の場合、基本的な事項については誰でも応対し、必ず担当に引き継ぎます。電話での相談も可能です。　０５２－７９４－１６１１ ②内容によっては専用の相談室を利用していただき、相談内容が漏洩しないように配慮いたします。
その他	守山区役所介護福祉課　０５２－７９６－４６０３ 名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課　０５２－９７２－２５９２ 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室　０５２－９７１－４１６５

１１　事故発生時における対応

ご利用者に対するサービスの提供において事故が発生した場合は、速やかに状況に応じた適切な処置を講じ、ご家族または身元引受人及び関係機関にも連絡いたします。なお、事業所の責に帰するべき事由によりご利用者に損害を及ぼした場合は、速やかに誠意を持って損害賠償を行います。当事業所では、万一の事故に備えて、当法人契約の保険会社の賠償責任保険に加入しております。

１２　協力医療機関

名称	紘仁病院	旭労災病院
所在地	守山区四軒家１－７１０	愛知県尾張旭市平子町北６１番地
電話番号	０５２－７７１－２１５１	０５６１－５４－３１３１
診療科	内科、外科、歯科、精神科 泌尿器科、放射線科	主に、内科、整形外科、泌尿器科 放射線科、夜間休日救急外来
入院設備	ベッド数９４０床	ベッド数２５０床
施設診察日	毎週火曜日午前（受診）	随時
契約の概要	従来より、施設利用者の入院や病院入院者の入所を相互にしており、日々施設側担当者（生活相談員・看護職員）と病院側の担当者が連絡を密にしております。嘱託医及びかかりつけ医が不在の場合は、協力病院の医師の指示を受けて看護職員が対応し、必要に応じて通院や入院ができる体制を整えています。	

＊　健康診断書と入所前のかかりつけ医からの診療情報提供書を作成いただくことで、協力病院へかかりつけ医の変更が可能です。ただし専門医による継続的な治療が必要な病気等については、ご家族による通院を継続していただく場合もございます。

協力病院以外への定期受診につきましてはご家族対応となります。また、協力病院であっても施設対応の受診日以外の日時で定期の受診が必要な場合も、ご家族対応となります。

上記につきましては健康的な生活の維持のため、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

１３　協力歯科医療機関

名称	鈴木歯科医院
院長	鈴木俊夫
所在地	守山区守山３丁目３－１５
電話番号	０５２－７９１－２８７５
施設往診日	毎週月・水曜日（ケア）　毎週金曜日（診察）

１４　非常災害時の対策

非常時の対応	①防災設備として、防災受信盤（蓄積型）・スプリンクラー･屋内消火栓・消器・火災通報装置（１１９番）・職員緊急非常通報システム・誘導灯用信号装置を設備し万全の対策を取っております。また、各階のサービスセンターには、防災受信盤の子機を設置し早期発見に努めております。 ②建物周囲全てにバルコニーを廻し、各所に円形の避難場所を設け、緊急時の避難を素早く、安全に行える様に対策しております。 ③利用者の多い２階フロアについては、防火扉を設備し、防火区画を設定し、利用者の皆さんを安全に避難誘導できるように配慮しております。 緊急時の際に避難誘導を容易にするため、廊下の幅も 3.2mと広く取り、非常口も四方に設置しております。

近隣との協力関係	同一敷地内の「尾張荘」「ケアハウス」「乳児院」との施設間で火災報知機の連動による相互援助協力体制を整えています。

	設備名称	個数等	設備名称	個数等
消防設備等	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	４個所
	非難階段	３個所	屋内消火栓	２３個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置（119）	あり
	避難口誘導灯	１８個所	室内通路誘導灯	１２個所
	廊下通路誘導灯	１０個所	階段通路誘導灯	１０個所
	漏電火災報知機	あり	職員非常通報システム	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	非常放送システム	あり		
	カーテン布団等は防炎性能のあるものを使用しております。			
平常時の訓練	別途定める「第二尾張荘　消防計画」にのっとり、ご利用者の皆さんも参加していただき、定期的に「出火場所」の想定を変えての避難訓練と、年に１回、夜間対策としての避難訓練を実施いたします。			
消防計画等	消防署への届出日：平成２４年４月１日 防火管理者：渡辺邦夫			

１５　当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪時に、所定の面会簿に記入の上、事務所職員にお声掛けください。 面会時間 午前９時～午後８時　（時間の厳守にご協力ください）
外出・外泊	所定の外泊・外出届を事前にご提出下さい。
居室の利用	ご利用者の心身の状況の変化や施設管理及び運営上特に必要な場合は、居室変更をすることもありますのでご協力ください。
設備・器具の利用	施設内の設備や器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	健康増進法により屋内の喫煙ができませんのでご了承ください。 飲酒は夕食時のみ可能です。
迷惑行為等	騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、他のご利用者の居室等に立ち入らないようお願いします。
所持品の管理	居室内の収納庫（整理タンス）に収まるようご協力ください。
現金等の管理	原則、行っておりません。
宗教活動 政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

１６　個人情報の使用に係る同意

私（利用者）及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用する事に同意します。

使用する目的	①サービス計画書に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるカンファレンスや医療機関との連絡調整等において必要な場合 ②利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
使用する事業者の範囲	利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者及び医療機関
使用する期間	契約で定める期間
条件	個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記載します。

私は、第二尾張荘生活相談員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　から上記の重要事項説明書及び別紙施設介護サービス契約書の説明を受けました。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

利用者　　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

利用者の家族等

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　　続柄（　　）

注　施設利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。　　Ver.2411